

「旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会」 開催要綱

1. 趣旨

知床遊覧船事故対策検討委員会において、令和4年12月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」では、利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、旅客船業界等も交えて制度のあり方を検討し、令和6年度中に「旅客船事業者の安全性の評価・認定制度」を創設すべきとされている。

これを踏まえ、評価基準、効果的な評価公表方法、主体となる評価団体の要件等に関して検討するため、「旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会」を開催する。

2. 構成

委員会は、資料2に掲げる委員で構成する。

3. 運営等

- (1) 事務局は、委員会の議事を進行するものとする。
- (2) 委員は、代理の者を出席させることができるものとする。
- (3) 事務局は、必要に応じ、委員以外の者の意見を求め、又は出席を求めることができるものとする。
- (4) 議事は原則非公開とする。ただし、議事概要及び委員会配布資料は、委員会に諮ったうえで国土交通省ホームページに掲載することができるものとする。
- (5) その他運営に必要な事項は、事務局が決定する。

4. 事務局

事務局を、国土交通省海事局内航課に置く。

以上